

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 116

詐欺的商標出願または悪意による商標出願に対する措置：

エジプトおよびナイジェリア

目次

はじめに	3
エジプト	3
1. 商標制度の概要	3
1.1. 先願主義か先使用主義か	3
1.2. 出願制度はシングルクラスかマルチクラスか	3
1.3. 利用可能な出願ルート	3
1.4. 登録の有効期間	4
1.5. 実体審査	4
1.6. 詐欺または悪意による出願	4
1.7. 法的枠組み/審査ガイドライン	5
2. 商標調査の方法	6
3. 自らの商標と同一または類似の標章を第三者が出願または登録していることが発覚した場合の対処	6
3.1. 詐欺/悪意による出願に関する商標局への情報提供	6
3.2. 異議申立手続	6
3.3. 無効手続	9
3.4. 不使用による取消手続	10
3.5. その他の手続	11
ナイジェリア	11
1. 商標制度の概要	11

1.1. 先願主義か先使用主義か	11
1.2. 出願制度はシングルクラスかマルチクラスか	12
1.3. 利用可能な出願ルート	12
1.4. 有効期間	12
1.5. 実体審査	13
1.6. 詐欺または悪意による出願	13
1.7. 法的枠組み/審査ガイドライン	13
2. 商標調査の方法	14
3. 自らの商標と同一または類似の標章を第三者が出願または登録していることが発覚した場合の対処	14
3.1. 詐欺/悪意による出願に関する商標局への情報提供	14
3.2. 異議申立手続	14
3.3. 無効手続	17
3.4. 不使用による取消手続	20
3.5. 権利の取消または消滅を求める上記以外の手続	21

はじめに

詐欺的な商標出願や悪意 (bad faith) による商標出願が商標権者に突きつける問題は、ますます重大なものになりつつある。これらの出願が合法的な権利を損ない、市場に不確実性を生じさせているのである。商標制度はさまざまな法域で拡大し続けるにつれて、不正な登録取得を防止し、それらに対抗し、それらを抹消するための効果的な法的手段の必要性も高まってきている。特別号となる本号のニュースレターは、エジプトとナイジェリアにおいて詐欺または悪意による商標出願に対処する際に利用しうる主要な手段を (特に異議申立手続と無効手続に注目して) 概説するとともに、自社商標の保護とエンフォースメントに取り組む権利者を助ける実践的な指針を提供するものである。

エジプト

1. 商標制度の概要

1.1. 先願主義か先使用主義か

商標の審査と登録に関して、エジプトは先願主義の原則を採用している。商標に対する適法な所有権および排他的権利は、その商標を最初に使用した者ではなく、その商標をエジプト商標局 (Egyptian Trade Marks Office) に最初に出願した個人または団体に与えられる。未登録の商標は一般に保護の対象とならないため、商標権のエンフォースメントには登録が必須である。一定の状況下では先使用権が考慮されることもありうるが、所有権 (商標権) の帰属を決定する要因となるのは登録である。

先願主義の原則に対する例外として、周知商標保護に関する規定がある。¹ また、先使用者は (先使用を立証することができれば)、異議申立期間中に悪意による出願に対して異議を申し立てることができる。² さらに、先使用者は、登録から 5 年以内に、商標登録の有効性を問う訴訟を提起することができる。³

1.2. 出願制度はシングルクラスかマルチクラスか

エジプトはシングルクラス出願とマルチクラス出願の両方を認めている。⁴

1.3. 利用可能な出願ルート

¹ エジプト知的財産法 (2002 年法律第 82 号) 第 68 条 第 2 巻 商標、商号、地理的表示および意匠。条文は以下を参照：<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/22066>).

² 知的財産法 (2002 年法律第 82 号) 第 80 条

³ 知的財産法 (2002 年法律第 82 号) 第 65 条

⁴ 知的財産法 (2002 年法律第 82 号) 第 73 条および第 74 条

エジプトはアフリカ知的財産機関（OAPI）とアフリカ広域知的財産機関（ARIPO）のいずれにも加入しておらず、同国に適用される広域的な商標制度は存在しない。それゆえ、エジプト商標局への直接出願が唯一のルートとなる。⁵

エジプトは 2009 年にマドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコル）⁶に加入している。したがって、世界知的所有権機関（WIPO）を通じて国際出願を行う出願人は、保護を求める国としてエジプトを指定することができる。また、エジプト国籍の個人/法人はマドリッド制度を通じて国際出願を行うことができる。

さらに、エジプトはパリ条約⁷にも加入しているため、パリ条約に基づく優先権の主張が可能である。⁸

1.4. 登録の有効期間

エジプトの商標登録の有効期間は出願日から 10 年であり、その後はさらに 10 年の期間につき無制限に更新が可能である。更新の際には更新料を支払わなければならない。⁹

1.5. 実体審査

エジプトは商標出願について実体審査を実施している。審査では、絶対的拒絶理由（識別力の欠如、記述的商標、普通名称、公序良俗違反、紛らわしい商標等¹⁰）および相対的拒絶理由（先行登録商標との抵触¹¹）の確認が行われる。商標局は、登録簿に記載された先行商標と同一であるか否か、混同を生じさせる程度に類似しているか否かをチェックする。

1.6. 詐欺または悪意による出願

⁵ 2026 年 2 月 9 日付で公布され、同年 2 月 10 日付で発効した「2025 年省令第 493 号」（Ministerial decree No. 493/2025）に従って新設されたエジプト知的財産庁（Egyptian Intellectual Property Authority；EGIPA）は、商標を所管する当局を含む複数の当局を単一の機関に統合することにより、知財関連業務全般も合理化を目指している。ただし、商標登録を行う場所は従来と変わらず、国内通商開発公社（Internal Trade Development Authority）の下位機関である商標局となる（所在地はカイロ東部のナスル・シティ）。

⁶ <https://www.wipo.int/wipolex/en/text/283484>

⁷ <https://www.wipo.int/wipolex/en/text/288514>

⁸ 知的財産法（2002 年法律第 82 号）第 75 条

⁹ 知的財産法（2002 年法律第 82 号）第 90 条

¹⁰ 知的財産法（2002 年法律第 82 号）第 67 条

¹¹ 知的財産法（2002 年法律第 82 号）第 68 条

詐欺的な出願または悪意による出願は、制定法の規定および国際法上の義務に基づき、登録拒絶、異議申立および登録取消の対象となる。¹²

エジプトは厳格な先願主義を採用しているが、詐欺的な出願に対抗することは可能である。審査の段階で、審査官は、既存の商標との抵触、紛らわしい要素および悪意を示す証拠の有無を確認する。悪意により出願された商標（周知の外国商標を正当な権限なく模倣した商標等）は、登録を拒絶される。異議申立や登録取消の手続においても、申立理由として悪意が援用されることがある。

1.7. 法的枠組み/審査ガイドライン

適用される国内法の枠組みは以下のようになっている。

- 知的財産法（2002年法律第82号；以下「エジプト知的財産法」という）¹³の第2巻は、商標、商号、地理的表示および意匠について規定している。
- 第67条：公序良俗に反する標章や公衆を誤認させる恐れのある標章の登録を禁じている。
- 第68条：周知商標と同一の標章または誤認を生じさせる程度に周知商標に類似した標章が悪意により出願された場合に、そのような標章の登録を禁止している（周知商標がエジプトで登録されているか否かは問題にならない）。
- 第77条：すでに登録されている商標またはすでに出願書類が提出されている商標との混同を避けるため、出願人に更正を求めることができる旨を規定している。
- 第80条：詐欺または悪意により取得された商標登録の取消を認めている。
- 同法の施行規則は、「2003年大臣評議会決議第1366号」（Council of Ministers Resolution No. 1366 of 2003¹⁴）によって定められた。施行規則には、審査、異議申立および取消に関する手続上の規則が示されている。
- 審査官は、商標出願が悪意によるものであるか否かを評価するよう指示されている。特に、正当な権利者の登録を妨げる意図または権利者の評判を利用する意図の存在を示す証拠がある場合には、慎重な評価が求められる。
- 消費者保護法（2006年法律第67号）（Consumer Protection Law No. 67 of 2006¹⁵）は、誤解を生じさせるような商慣習や欺罔的な商慣習を禁じる旨を強調しており、詐欺的な商標出願と重なる部分がある。

エジプトに適用される国際法上の義務は以下のとおりである。

- パリ条約（第6条の2）：悪意による登録に対して周知商標を保護する規定。
- エジプトを締約国とするマドリッド協定議定書：詐欺的な国際登録に対する異議申立や登録拒絶を規定している。

¹² 知的財産法（2002年法律第82号）第65条、67条(8)、68条、77条、80条、91条、92条、94条

¹³ <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/22066>

¹⁴ <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/7299>

¹⁵ <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/7422>

- TRIPS 協定¹⁶：悪意による商標登録に対して実効性のある救済手段を規定し、適用するようエジプトに要求している。

2. 商標調査の方法

エジプトには、国家により提供されたオンラインシステムは存在しない。商標データベースは公開されていないため、正式な調査は現地の代理人を通じて実施しなければならない。

国際登録については、以下のウェブサイトでは WIPO が提供しているオンラインツール「マドリッド・モニター」(Madrid Monitor) を利用することができる：<https://www3.wipo.int/madrid/monitor/en/>。欧州連合が以下のウェブサイトでは提供している商標検索ツール「TMView」を利用して検索を行うことも可能である：<https://www.tmdn.org/tmview/#/tmview>。

検索によりアクセス可能な情報としては、出願番号、商標、商品/役務の区分、商品/役務の詳細、出願人の名称および住所等が挙げられる。

検索機能は利用するウェブサイトによって異なる。「マドリッド・モニター」は多様な検索機能を提供しており、「TMView」も同様である。

3. 自らの商標と同一または類似の標章を第三者が出願または登録していることが発覚した場合の対処

3.1. 詐欺/悪意による出願に関する商標局への情報提供

「商標、商号、地理的表示および意匠に関する 2002 年法律第 82 号第 2 巻」(Law no 82 of 2002, Book Two pertaining to Marks, Trade Names, Geographical Indications, and Industrial Designs；以下「商標法」という)にも、「2003 年大臣評議会決定第 1366 号」(Council of Ministers Resolution no 1366 of 2003)に定められた「2002 年法律第 82 号第 2 巻施行規則 (以下「施行規則」という)にも、詐欺または悪意による出願に関する「情報提供」のプロセスを明記した規定は存在しない。そのような問題が生じた場合、利害関係人は正式な取消訴訟または異議申立を提起しなければならない。

3.2. 異議申立手続

あらゆる利害関係人は、「商標・意匠公報」(Gazette of Trademarks and Industrial Designs；以下「公報」という)¹⁷に掲載・公告された出願に対し異議申立を行う資格を有する。公式の商標公報は国内通商開発公社 (Internal Trade Development Authority；ITDA) によって発行され、ITDA の

¹⁶ <https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/textdetails/12746>

¹⁷ 商標法第 80 条

ウェブサイト (www.itda.gov.eg) を通じて閲覧可能である (前記ウェブサイトの正式な URL は <https://www.itda.gov.eg/jurnal-TM.aspx>¹⁸)。しかし、実際には、エジプトに居住する登録代理人を通じて認証済みのコピー又は完全版のコピーを入手するのが普通である。

異議申立書の提出先は、商業登記局 (Department of Trade Registry ; 以下「当局」という) となる。¹⁹

国内出願に対する異議申立書は、当該出願が公報上で公告された日から 60 日以内に提出しなければならない。²⁰ 異議申立期間の延長は認められない。

エジプトを指定国とする国際登録に対する異議申立書は、当該出願が WIPO 公報上で公告された日から 60 日以内に提出しなければならない。

異議申立の理由：

異議申立理由を定めた規定は商標法には存在しないが、商標の登録を拒絶すべき理由と同じ理由が異議申立にも適用されるものと推定され、実際にも異議申立理由として認められている。出願された標章が第三者の商標と同一または類似であるか否かという問題に関連する理由を含め、以下のような標章が異議申立の理由となる。

- 公序良俗に反する標章²¹
- 周知商標 (エジプトで登録されているか否かを問わない) と同一の標章であって、周知商標が使用されている商品と同一の商品に関する使用を意図されたもの²²
- (周知商標が世界貿易機関(WTO)加盟国およびエジプトで登録されている場合) 周知商標と同一の標章であって、周知商標が使用されている商品とは異なる商品に関する使用が意図されているが、周知商標の権利者と当該商品の間に関係が存在すると公衆に誤認させることを意図して使用され、かつ、その使用が周知商標の権利者の利益を損なう恐れがある標章²³

特に注意すべきは、明白な異議申立理由や職権による登録拒絶の根拠となる事実が存在しなくても、すでに登録されている商標またはすでに登録出願が提出されている商標との混同を避けるため、

¹⁸ オンライン公報にアクセスする際に ITDA のホームページ経由の操作が必要になる場合があり、ユーザーの居る法域やブラウザのコンフィギュレーションによっては、URL による直接アクセスを通じて信頼性のある機能が得られない場合がある。

¹⁹ 商標法第 80 条および施行規則第 89 条

²⁰ 施行規則第 89 条

²¹ 商標法第 67 条(2)

²² 商標法第 68 条

²³ 商標法第 68 条

当局は出願人に対し、標章の定義と明確化のために出願された標章の更正を要求することができる、という点である。²⁴

手続：

利害関係人は、出願が公報上で公告されてから 60 日以内に、所定の書式に従って作成された異議申立書に、異議申立の理由と権利を証明する必要書類（アラビア語）一式を添えて、当局の局長または局長が指定した人物に提出することができる。²⁵

異議申立書は当局によって 30 日以内に商標出願人に転送される。²⁶ 商標出願人は 30 日以内に、異議申立に対する答弁書（答弁の理由を明記したもの）に自らが援用した関連文書を添えて、当局に提出することができる。²⁷ 商標出願人が答弁書を提出しなかった場合、当該出願は放棄されたものと見なされる。²⁸

答弁書が受領されてから 10 日以内に、答弁書の写しが異議申立人に送達されることになる。²⁹

商標出願人または異議申立人が要請した場合、当事者双方がそれぞれの主張を提示するために 1 回の口頭審理を実施することができる。³⁰ その後に当局が決定を示し、決定が発行された日から 10 日以内に、当事者双方に決定が通知されるものとする。³¹

当局が異議申立の却下を決定した場合、商標出願人は決定が通知された日から 90 日以内に登録手続を完了しなければならない。出願人が手続を完了しなかった場合、当該出願は放棄されたものと見なされる。³²

上訴

当局の決定に不服がある場合には、第一審裁判所に上訴することができる。第一審裁判所への上訴と並行して国家審査委員会（State Commissioners Board）での審理が行われる。同委員会は口頭審理を実施した上で、異議申立に関する拘束力を持たない報告書を発行して第一審裁判所の考量に委ねる。

²⁴ 商標法第 77 条

²⁵ 施行規則第 89 条

²⁶ 施行規則第 89 条

²⁷ 施行規則第 90 条

²⁸ 施行規則第 90 条

²⁹ 施行規則第 90 条

³⁰ 施行規則第 91 条

³¹ 施行規則第 92 条

³² 施行規則第 92 条

国家審査委員会が拘束力を持たない報告書を発行した後、その事案に関する覚書が第一審裁判所に提出されることがある。

第一審裁判所での口頭審理は、国家審査委員会による報告書が発行されるまで延期されることがある。

3.3. 無効手続

登録無効の根拠または理由は商標法に明記されていないが、登録拒絶理由（その商標の登録を拒絶しえたであろう理由）と同じ理由に基づいて、登録の有効性に疑義を呈することができるようだ。³³

先使用者による登録無効の申立に関する規定も商標法に含まれている。第 65 条は以下のように規定している：商標を登録した上で登録日から 5 年の期間に当該商標を使用した者は、その商標の権利者と見なされるものとする。ただし、第三者による先使用が証明される場合はこの限りではない。その場合、先使用者が登録の有効性に対して異議を申し立てることのできる期間は、登録日から 5 年以内に限定される。³⁴

登録が悪意により行われた場合にも、登録の無効を申し立てることができる。³⁵

悪意による商標登録の無効申立については、特段の期限は存在しない。³⁶

無効申立を行うに当たって特定の基準や訴訟権（locus standi）に関わる要件は存在しないが、申立人が問題の登録につき利害関係を有していることが要件となるものと推定される。つまり、申立人が当該商標の先使用者であるか、真の権利者であるか、それ以外の何らかの権利を有しているという事実が、悪意による登録無効を申し立てる権利を与えるのである。

無効申立は経済裁判所（Economic Court）によって審理され、判事団のみにより判決が示される。通常の実事審理（証人による口頭での証拠提示に関わる手続など）は行われず、代わりに、関係者が作成した紙媒体の覚書のやり取りを通じて訴訟が進められ、覚書を補完するものとして口頭弁論の機会を与えるため、複数回の口頭審理が行われる。³⁷

³³ 参照：<https://nexuscharter.com/cancellation-and-nullification-of-trademark-registration/> 具体的には、第 5 司法年度の判決第 695 号（カイロ経済裁判所の 2014 年 12 月 11 日付判決に言及した部分）

³⁴ 商標法第 65 条

³⁵ 商標法第 65 条

³⁶ 商標法第 65 条

³⁷ 以下の URL の記事を参照：<https://www.cwblegal.com/trademark-litigation-2017-global-guide-egypt/#:~:text=The%20court%20will%20entertain%20remedies,Evidencing%20the%20case>

取消訴訟に証拠開示（ディスカバリー）のプロセスは存在しない。ここで要求される手続は、「ある文書への言及がなされた場合、当事者はその文書の提出を求めることができる」というだけである。ただし、問題の文書が当事者の占有下にない場合や、提出しえない実際的な理由が存在する場合はこの限りではない。なお、すべての文書証拠はアラビア語で作成されていなければならない。³⁸

無効申立の第一審は経済裁判所の予備審理法廷が担当する。

経済裁判所が示した一審判決に不服がある場合、40日以内に控訴裁判所（Court of Appeal）に上訴を提起することとする。

控訴裁判所の判決に不服がある場合、60日以内に破棄院（Court of Cassation；最高裁）への上告を行うこととする。

その他の関連情報

商標法第92条の規定によれば、法的強制力を有する裁判所の商標登録無効命令による取消の場合、商標の登録が取り消された直後に、同じ商標を第三者のために登録することができる。

3.4. 不使用による取消手続

商標法の第91条は、連続5年の期間にわたって商標の真摯な使用がなされなかった場合、利害関係人は商標登録の取消を求めると規定している。

この「真摯な使用」（serious use）という要件の定義は同法に示されていないが、善意による真正な使用（genuine use；商取引における出所の表示という商標の本来の目的のための使用）を指すものと推定される。

取消の請求は経済裁判所に対して行われる。

取消請求は経済裁判所によって審理され、判事団のみにより判決が示される。通常の実事審理（証人による口頭での証拠提示に関わる手続など）は行われず、代わりに、関係者が作成した紙媒体の覚書のやり取りを通じて訴訟が進められ、覚書を補完するものとして口頭弁論の機会を与えるため、複数回の口頭審理が行われる。³⁹

³⁸ 以下の URL の記事を参照：<https://www.cwblegal.com/trademark-litigation-2017-global-guide-egypt/#:~:text=The%20court%20will%20entertain%20remedies,Evidencing%20the%20case>

³⁹ 以下の URL の記事を参照：<https://www.cwblegal.com/trademark-litigation-2017-global-guide-egypt/#:~:text=The%20court%20will%20entertain%20remedies,Evidencing%20the%20case>

取消訴訟に証拠開示（ディスカバリー）のプロセスは存在しない。ここで要求される手続は、「ある文書への言及がなされた場合、当事者はその文書の提出を求めることができる」というだけである。ただし、問題の文書が当事者の占有下にない場合や、提出しえない実際的な理由が存在する場合はこの限りではない。なお、すべての文書証拠はアラビア語で作成されていなければならない。⁴⁰

取消請求の第一審は経済裁判所の予備審理法廷が担当する。

経済裁判所が示した一審判決に不服がある場合、40日以内に控訴裁判所（Court of Appeal）に上訴を提起することとする。

控訴裁判所の判決に不服がある場合、60日以内に破棄院（最高裁）への上告を行うこととする。

その他の関連情報

商標法第92条の規定によれば、法的強制力を有する裁判所の商標登録無効命令による取消の場合、商標の登録が取り消された直後に、同じ商標を第三者のために登録することができる。

3.5. その他の手続

商標登録人が10年の登録期間の満了前または満了から6か月のグレース・ペリオド内に登録を更新しなかった場合にも、登録は無効化されることになり、その効果は登録簿からの抹消である。⁴¹

特筆すべき点として、商標法の第92条は取り消された商標の再登録を規定している。再登録は専ら商標権者のための制度であり、取消日から3年以内に、施行規則に定められた1,000ポンド（日本円換算で3,245円/米ドル換算で21ドル）以下の手数料を納付することを条件として、所定の条件および同一の登録手続に従って行われる。

第92条は上記の3年が経過した後についても規定している。取消から3年が経過した商標は、初回の登録出願時と同一の商品に関して、同一の条件、手続および手数料に基づき、商標権者または第三者のために再登録することができる。

ナイジェリア

1. 商標制度の概要

1.1. 先願主義か先使用主義か

⁴⁰ 以下の URL の記事を参照：<https://www.cwblegal.com/trademark-litigation-2017-global-guide-egypt/#:~:text=The%20court%20will%20entertain%20remedies,Evidencing%20the%20case>

⁴¹ 商標法第90条

ナイジェリアは先願主義の制度を採用している。「2004年ナイジェリア連邦法第 T13 章商標法」(Trade Marks Act, CAP T13 LFN 2004)⁴²の第 5 条(1)および第 6 条(1)は、それぞれ、ある者が特定の商品に関する商標権者として登録簿の A 部または B 部に登録された場合、その登録が有効であれば、当該商品に関する当該商標の使用に関して排他的な権利をその者に与えると規定している。実質的な評判や営業上の信用を生じさせるに十分な先行使用の実績は、ナイジェリア商標法第 3 条に基づいて保護されるコモンロー上のパッシング-オフ（詐称通用）訴訟の権利を先使用者に与えるだけでなく、同法第 11 条に基づく行使可能な権利を与える。

1.2. 出願制度はシングルクラスかマルチクラスか

ナイジェリアはマルチクラス指定出願を認めていない。商標法の第 4 条は、個々の区分について個別に出願を行うことを要求している。

1.3. 利用可能な出願ルート

国内出願の出願書類は、連邦産業貿易投資省 (Federal Ministry of Industry, Trade and Investment) の下位機関である商標・特許・意匠登録局 (Trademarks, Patents and Designs Registry⁴³) に直接提出することができる。

アフリカ知的財産機関 (OAPI) とアフリカ広域知的財産機関 (ARIPO) のいずれにも加入していないため、広域出願というルートは利用できない。

ナイジェリアはまだマドリッド協定議定書に加入していない。

ナイジェリアは TRIPS 協定の締約国であるが、同協定の規定はまだ国内法化されていない。つまり、ナイジェリア国内で施行されている知的財産法に TRIPS の規定が編入されていない。

ナイジェリアはパリ条約の締約国であるが、商標出願について優先権を主張することは認められていない。

1.4. 有効期間

商標法第 23 条によれば、商標登録の初回の有効期間は 7 年である。その後は、さらに 14 年の期間につき無制限に更新が可能である。更新は有効期間が満了する前に行わなければならない。更新が遅滞した場合、追加の手数料が課されることがありうる。

⁴² <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/5413>

⁴³ <https://www.iponigeria.com/>

1.5. 実体審査

ナイジェリアは実体審査を実施しており、審査内容には絶対的拒絶理由（識別力の欠如、記述的な商標、公序良俗違反など）と相対的拒絶理由（先行商標との抵触）が含まれる。審査官は絶対的拒絶理由と相対的拒絶理由の両方を評価する。評価に当たっては商標法の以下の規定が適用される。

第9条は、商標が識別力に欠けるか記述的である場合の登録拒絶について定めている。

第11条および第13条(1)が、出願された商標が先行登録商標に抵触する場合の登録拒絶を規定しており、特に第11条は、出願された商標が公序良俗または法に違反するか、他の点で非倫理的である場合について定めている。

1.6. 詐欺または悪意による出願

詐欺または悪意による出願は、制定法の規定に基づく登録拒絶、異議申立および登録取消の対象となる。

これらの出願には商標法の以下の規定が適用される。

- 第9条(2)は、出願された商標が識別力を持たない場合の登録拒絶について定めている。
- 第11条は、出願された商標が公衆を欺罔するか混同を惹起する恐れがある場合や、悪意や詐欺により他人の権利を侵害している場合の登録拒絶を規定している。
- 第13条は、既存の登録商標と同一であるか紛らわしい商標の登録拒絶を定めている。
- 第14条は、悪意または詐欺によって登録された商標または商標法第11条に違反する登録商標に対し訴訟を提起する際の申立理由を定めている。ただし、登録に対する訴訟の提起は、登録日から7年が経過する前に行わなければならない。
- 第31条は、善意の使用の意図なしに取得された登録や、その使用が訴訟の対象となりうる商標の登録について規定している。

さらに、「商品表示法」(Merchandise Marks Act⁴⁴)の第3条は、虚偽の商品表示および商標の詐欺的使用を犯罪としている。

1.7. 法的枠組み/審査ガイドライン

審査ガイドラインと審査の実務に関して言えば、審査官は、明らかに周知商標を模倣した商標の出願や悪意を示す証拠がある出願を拒絶することができる。異議申立や取消手続の過程においても悪意が主張されることはしばしばあり、出願後の最初の審査において悪意が指摘されるケースよりも多いほどである。ナイジェリアの裁判所も、たとえ形式的要件が満たされていても詐欺的な意図によって登録の有効性が損なわれることを以前から認識している。

⁴⁴ <https://lawsofnigeria.placng.org/view2.php?sn=250>

2. 商標調査の方法

ナイジェリアには、オンライン登録簿やオンライン公報は存在しない。公認の知財専門家だけがオンラインへのアクセスを認められるが、アクセスできるのは自らが手掛けている出願のみである。ただし、紙媒体の商標公報が公式に提供されており、公報が刊行・販売された時点でそれらを購入して調査を行うことができる。

(公認の知財専門家/紙媒体の公報を用いた人手による調査によって) 入手可能な情報の種類としては、出願番号、商標の本体(標章)、区分、出願人名、連絡先の住所/詳細等が挙げられる。商標出願の現状(審査中/登録済み/拒絶/取消)や登録番号は、公報に掲載されていない。

サポートされている言語は英語である。

3. 自らの商標と同一または類似の標章を第三者が出願または登録していることが発覚した場合の対処

3.1. 詐欺/悪意による出願に関する商標局への情報提供

登録局への「情報提供」(submission of information)は、「2004年ナイジェリア連邦法第T13章商標法」(Trade Marks Act, CAP T13 LFN 2004; 以下「商標法」という)の下でも、「1967年商標規則」(Trade Marks Regulations 1967; 以下「商標規則」という)の下でも、承認または成文化された手続ではない。

それでも、情報を記載した書簡を登録局に提出することはできるだろうが、詐欺または悪意による出願に対する異議の申立は、法に定められた正式な手続、具体的に言えば異議申立(登録前)または取消/更正(登録後)の手続を通じて行わなければならない。

3.2. 異議申立手続

公告された商標に対しては、万人が異議申立を行う資格を有する。⁴⁵ 申立適格者が「利害関係人」のみに限定されることはない。ただし、異議申立書には必ず申立理由の陳述書を添えなければならない。

異議申立書の提出先は商標登録官(Registrar of Trade Marks)となる。⁴⁶

⁴⁵ 商標法第20条(1)および規則48

⁴⁶ 商標法第20条(1)および規則48

異議申立書は、意義の対象となる出願が公報上で公告されてから 2 か月以内に提出されなければならない。⁴⁷

登録局が発行した業務指示書によれば、異議申立期間の延長は一切認められない。

異議申立理由

既存の商標と同一の商標または紛らわしい商標に対する異議申立理由は、商標法第 20 条と第 11 条および 13 条を併せて解釈することによって成立する。また、商標法第 18 条と第 67 条(1)を併せて解釈することによっても成立する。商標法に示されている異議申立理由は、具体的には以下のようなものである。

- すでに登録簿に登録されている商標と同一の商標が同一または類似の商品または役務について出願されたこと、又は公衆を欺罔するか混同を惹起する程度に先行商標に酷似している商標が出願されたこと。⁴⁸ また、商標規則 49 には、すでに登録簿に登録されている商標を異議申立の根拠とする場合、当該商標の登録番号および当該商標が公告された公報の番号を記載しなければならないという要件が示されているが、この規定は、すでに公告されている先行登録と先行出願の両方を異議申立の根拠とすることを認めたものと解釈されることが多い。
- 出願された商標の使用が公衆を欺罔するか混同を惹起する恐れがあること。⁴⁹
- 出願された商標が司法裁判所において保護を取り消される可能性があること。⁵⁰
- 出願された商標が法または道徳に違反していること。⁵¹
- 出願人が商標の真の権利者ではないか、当該商標を登録する権利を持っておらず、出願された標章が「商標」の定義を満たさないこと。⁵²

これは特筆すべき点であるが、ナイジェリアの商標法には、周知商標に関する明示の規定や周知商標を認知する文言が含まれていない。ナイジェリアは「工業所有権の保護に関するパリ条約」の締約国であり、同国の商標法には「条約出願」(convention application) の出願と登録に関する明示の規定が存在する。⁵³ 商標登録官による初期の未報告決定 (Speakeeze 事件など) では、周知商標が認知されている。しかし、さらに近年の審判所 (Tribunal ; 登録官) の決定を見ると、パリ条約と TRIPS 協定はナイジェリアにおいて国内法化されていないため、ある商標が国際的な周知商標であるという事実は法的強制力を持つ申立理由にはならないという見解が明らかに示されている。⁵⁴ この見解

⁴⁷ 規則 48

⁴⁸ 第 13 条(1)

⁴⁹ 第 11 条(1)(a)

⁵⁰ 第 11 条(1)(a)

⁵¹ 第 11 条(1)(a)

⁵² 第 18 条と第 67 条(1)を併せて解釈された「商標」の定義

⁵³ 第 44 条

⁵⁴ 典拠判例 : *Duravit Aktiengesellschaft v. Royal Castle Group of Companies Limited*, Compendium of Rulings of Trademarks Tribunal, Vol. 3, pages 107-120 ; 以下の URL の記事を併せて参照 :

のせいで、周知商標に関する権利を（特に異議申立手続において）実際に行使しようとする場合、コモンロー上の不法行為であるパッシング-オフの主張に頼っているのが現状である。パッシング-オフの申立の根拠となるのは第 11 条(1)(a)に含まれる一般規定で、これらの規定は、出願された商標の使用が公衆を欺罔するか混同を惹起する可能性がある場合、その使用が司法裁判所において保護を剥奪される類のものである場合、その使用が法または道徳に違反している場合について定めている。

詐欺または悪意により出願された商標に対しては、第 11 条(1)(a)に示された多様かつ一般的な理由に基づいて異議申立が可能になる。

手続

異議申立人は、公告の日から 2 か月以内に、第 6 号の書式 (Form 6) に従って作成された異議申立書を提出する。⁵⁵ 登録局が発行した業務指示書によれば、異議申立期間の延長は一切認められない。この段階では証拠を提出する必要はないが、異議申立書には異議申立の理由を記した陳述書が含まれていなければならない。すでに登録簿に登録されている商標を援用する場合には、当該商標の詳細が引用されていなければならない。⁵⁶

商標出願人は、異議申立書を受け取ってから 1 か月以内に、第 7 号の書式 (Form 7) に従って作成された答弁書を提出する。⁵⁷ 答弁書が提出されなかった場合、結果的にその出願は放棄されたものと見なされる。⁵⁸

登録官は、異議申立人または商標出願人に手続費用の担保として保証金を請求することができる。手続費用の担保を求められた当事者が保証金を提供しなかった場合、その結果として当該当事者の異議申立または出願が放棄されることがある。⁵⁹

出願人の答弁書を受領した異議申立人は、その受領から 1 か月以内に、法定宣誓供述書 (Statutory Declaration) によって異議申立を裏づける証拠を提出しなければならない。⁶⁰ 異議申立人が何らかの証拠を提出しなかった場合、その異議申立は放棄されたものと見なされる。⁶¹

[https://www.gelias.com/images/Newsletter/Safeguarding Well-Known Brands - A Case for Enhanced Protection in Nigeria.pdf](https://www.gelias.com/images/Newsletter/Safeguarding_Well-Known_Brands_-_A_Case_for_Enhanced_Protection_in_Nigeria.pdf)

⁵⁵ 商標法第 20 条(1)；規則 48

⁵⁶ 商標法第 20 条(2)；規則 49

⁵⁷ 商標法第 20 条(3)；規則 50(1)

⁵⁸ 商標法第 20 条(3)

⁵⁹ 商標法第 20 条(5)

⁶⁰ 規則 51

⁶¹ 規則 52

異議申立人が提出した法定宣誓供述書を受領した商標出願人は、その受領から 1 か月以内に、出願（商標の登録）を支持する法定宣誓供述書を提出しなければならない。⁶²

出願人の法定宣誓供述書を受領した異議申立人は、その受領から 1 か月以内に、自らの答弁を法定宣誓供述書の形で提出しなければならない。⁶³

すべての証拠が提出された時点で、登録官は口頭審理が予定される日の 14 日前までに口頭審理の通知書を当事者に交付する。各当事者は 7 日以内に口頭審理への出席を確認する。確認がなかった場合、その者は口頭審理を希望しないものとして扱われることがある。⁶⁴ 実際の流れを言えば、口頭審理の通知と同時に、当事者双方は自らの法的主張を示した文書の提出を求められるか、そのような文書を任意で提出することになる。口頭審理の後、登録官は問題の出願の登録手続を進めるべきか否かを判断するが、その際に、登録に関わる条件または制限を適宜課することができる。

上訴

商標法第 21 条は、異議申立手続における登録官の決定を不服とする上訴を裁判所に提起することを認めている。上訴を担当する裁判所は、首都アブジャに所在する連邦高等裁判所（Federal High Court）である。

連邦高等裁判所の判決に不服がある場合、控訴裁判所（Court of Appeal）への上訴が行われ、最終的には最高裁判所（Supreme Court）への上告が行われる。

その他の関連情報

規則 57 は当事者による異議申立期間の延長請求について規定しているが、バックログや商標登録の遅滞に対処するため、異議申立書や答弁書の提出期限の延長は認められないのが現状である。ただし、証拠の提出については 1 か月の期限延長が常に認められている。

3.3. 無効手続

自らの商標と同一の商標または紛らわしい商標を第三者が登録していることが発覚したという状況に関して、商標法第 38 条は、登録簿に記載された特定の項目が十分な理由なく登載されたか、誤って登録簿に残されている場合、登録簿の更正または訂正を万人が申請できると規定している。⁶⁵ 事実

⁶² 規則 52

⁶³ 規則 53

⁶⁴ 規則 56

⁶⁵ 商標法第 38 条(1)(b)および第 38 条(1)(c)

関係や申請者が誰かによって結果は異なるが、更正または訂正の手続の帰結として、違法な商標登録全体の抹消または削除や、部分的削除が行われることがある。

更正または訂正を求める申請は裁判所に対して行われるが、申請人が個人である場合、自らの選択に従って登録官に対して申請を行うこともできる。⁶⁶ただし、商標法の第 56 条(a)は、問題の商標に関わる訴訟が係属している場合、申請は裁判所に対して行うことを要するとしている。

商標法第 49 条は、ある者が商標または役務商標の権利者として登録されているという事実は、当該登録の有効性を示す一応の証拠 (*prima facie proof*) であると規定している。さらに、登録簿の A 部に登録された商標の登録期間が登録日から 7 年に達している場合、その登録はあらゆる点につき有効と見なされることになる。⁶⁷ただし、以下の各号に該当する場合はこの限りではない。

- 登録が詐欺によって取得された場合。⁶⁸
- 商標が商標法第 11 条の規定に違反している場合。⁶⁹

注意すべき点を挙げれば、登録簿の B 部に登録された商標には上記の 7 年ルールは適用されない旨が商標法第 14 条(2)に明記されている。

手続

登録簿からの抹消または記載の更正を求める申請の手続は以下のようなものである。

申請人は、第 27 号の書式 (Form 27) により商標の抹消を求める申請書を提出する。申請書には、申請人の利益、申請の根拠となる事実関係および申請人が求める救済を詳細に記した主張書面 (statement of case) を添えるものとする。⁷⁰

商標登録人/被申請人は、抹消申請の書面を受け取ってから 1 か月以内に、申請に対する答弁書 (Counter Statement) を提出しなければならない。⁷¹

答弁書を受領した申請人は、その受領から 1 か月以内に、抹消申請の裏づけとなる法定宣誓供述書 (Statutory Declaration ; 証拠) を提出しなければならない。⁷²

⁶⁶ 商標法第 38 条(1)

⁶⁷ 商標法第 14 条(1)

⁶⁸ 商標法第 14 条(1)(a)

⁶⁹ 商標法第 14 条(1)(b)

⁷⁰ 規則 83(1)

⁷¹ 規則 84 と規則 50(1)および 50(2)を対照

⁷² 規則 84 と規則 51 を対照

申請人の法定宣誓供述書を受領した商標登録人/被申請人は、その受領から 1 か月以内に、当該商標の登録簿記載と登録について抗弁する法定宣誓供述書を提出しなければならない。⁷³

商標登録人/被申請人の法定宣誓供述書を受領した申請人は、その受領から 1 か月以内に、それに対する答弁を記した法定宣誓供述書を提出しなければならない。⁷⁴

異議申立手続の場合とは異なり、規則 84 は、登録上の商標権者が答弁書を提出しなかったというだけの理由で、登録官が登録簿の更正や登録簿からの商標の削除を行ってはならないと規定している。

すべての証拠が提出された時点で、登録官は口頭審理が予定される日の 14 日前までに口頭審理の通知書を当事者に交付する。各当事者は 7 日以内に口頭審理への出席を確認する。確認がなかった場合、その者は口頭審理を希望しないものとして扱われることがある。⁷⁵ 実際の流れを言えば、口頭審理の通知と同時に、当事者双方は自らの法的主張を示した文書の提出を求められるか、そのような文書を任意で提出することになる。口頭審理の後、登録官は問題の出願の登録手続を進めるべきか否かを判断するが、その際に、登録に関わる条件または制限を適宜課することができる。

無効申請、すなわち登録簿の更正を求める申請がナイジェリアの連邦高等裁判所に提起された場合、訴訟の提起と同時に審理が開始される。訴訟の初期段階（訴答のやりとりの段階）では、申請人が訴訟開始文書（訴状）および商標法に基づく無効理由を示した申請書を提出することになる。登録上の商標権者には、申請に対する抗弁を記した書面および前記抗弁を裏づける証拠を提出する機会が与えられる。当事者双方は、各自の主張を支持する証人の宣誓供述書や文書証拠を交換する。口頭審理について言えば、裁判所は（必要に応じて）口頭による証言の聴取を行い、反対尋問および法的主張の提示も口頭弁論によって行われる。口頭審理の後、当事者双方は、各自の主張をまとめた最終準備書面を提出することになる。その後、連邦高裁が、登録（全体または一部）を無効とするか無効申請を却下する判決を最終的に言い渡す。

上訴

上訴の過程は異議申立手続の場合と同じである。商標法の第 54 条および 55 条は、登録官の決定に不服がある場合に自らの選択に従って高等裁判所に上訴する機会を利害関係人に与えている。この場合の高等裁判所とはナイジェリアの連邦高等裁判所（Federal High Court）である。

連邦高等裁判所の判決に不服がある場合は控訴裁判所（Court of Appeal）への上訴が行われ、最終的には最高裁判所（Supreme Court）への上告が行われる。

⁷³ 規則 84 と規則 52 を対照

⁷⁴ 規則 84 と規則 53 を対照

⁷⁵ 規則 84 と規則 56(1)および 56(2)を対照

3.4. 不使用による取消手続

商標法の第 31 条(1)および 31 条(2)は、以下のいずれかに該当する場合には商標登録の取消を申請することができる」と規定している。

- 登録された商品または役務に関して商標を使用するという善意の (*bona fide*) 使用の意図なしに商標出願が行われ、かつ、前記の商品または役務に関して商標の善意の使用が実際になかった場合⁷⁶
- 申請の 1 か月前に当たる日までに、登録された商品または役務に関する商標の善意の使用がなされることなく連続 5 年以上の期間が経過している場合⁷⁷

利害関係人は、不使用を理由とする登録取消の申請を行うことができる。⁷⁸

不使用による登録取消を求める申請は裁判所に対して行われるが、利害関係人の選択に従い、登録官に対して申請を行うことも可能である。⁷⁹ただし、当該登録に対する既存の訴訟が係属中である場合はこの限りではなく、その場合の取消申請は裁判所に対して行わなければならない。⁸⁰

不使用が商標を放棄する意図によるものではなく、商取引上の特別な事情によるものであった場合、不使用を理由として登録取消を求めることはできない。⁸¹

手続

不使用による登録取消の手続は無効手続の場合と同様である。⁸²

上訴

異議申立手続および無効手続の場合と同様である。すなわち、商標法の第 54 条および 55 条は、登録官の決定に不服がある場合に自らの選択に従って高等裁判所に上訴する機会を利害関係人に与えている。この場合の高等裁判所とはナイジェリアの連邦高等裁判所である。

連邦高等裁判所の判決に不服がある場合は控訴裁判所への上訴が行われ、最終的には最高裁判所への上告が行われる。

⁷⁶ 商標法第 31 条(2)(a)

⁷⁷ 商標法第 31 条(2)(b)

⁷⁸ 商標法第 31 条(1)

⁷⁹ 商標法第 31 条(1)

⁸⁰ 商標法第 56 条(a)

⁸¹ 商標法第 31 条(4)

⁸² 規則 84

3.5. 権利の取消または消滅を求める上記以外の手続

該当する手続は存在しない。

[特許庁委託]

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 116

[著者]

KISCH IP

KISCH IP

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

JETRO
JAPAN EXTERNAL TRADE ORGANIZATION

2026年4月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、KISCH IP が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。